

小金井市地域自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正要綱	旧要綱	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。<u>以下「法」という。</u>）第89条の3の規定に基づき、障害者（児）の地域における生活を支えるため、関係機関のネットワークによる小金井市地域自立支援協議会を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) } } 省略</p> <p>(3) } <u>(4) 法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関すること。</u></p> <p>(5) } } 省略</p> <p>(7) }</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) } } 省略</p> <p>(11) }</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者（児）の地域における生活を支えるため、関係機関のネットワークによる小金井市地域自立支援協議会を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) } } 省略</p> <p>(3) } <u>(4) 障害福祉計画の作成及びその具現化に関すること。</u></p> <p>(5) } } 省略</p> <p>(7) }</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) } } 省略</p> <p>(11) }</p>	

(12) 前条第6号に掲げる事項に関する学識経験者 1人以内

(13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 省略

4 第2項第12号の委員は、第6条の2に規定する委員会に限り出席するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 省略

2 省略

3 省略

4 会長及び副会長が共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の第4条第2項第12号に掲げる者として委嘱されている委員は、この要綱による改正後の第4条第2項第12号に掲げる者として委嘱する委員とみなす。

(12) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 省略

(会長及び副会長)

第5条 省略

2 省略

3 省略